

令和7年度

事業計画書

公益財団法人川崎市シルバー人材センター

令和7年度事業計画

令和6年度は、国内外で大規模な災害の発生や紛争が続くなど、厳しい社会情勢となった1年でした。国内経済は緩やかに回復しているものの、依然として物価上昇の影響が続き、アメリカの金融政策の動向や中東情勢の不安定さなどが経済に及ぼす影響も懸念されており、先行きの不透明感は拭えない状況にあります。

こうした状況の中、川崎市においても地域包括ケアシステムの構築を推進する中で、シルバー人材センターの果たすべき役割が一層重要になってきています。川崎市シルバー人材センター（以下、「当センター」）は、市や関係団体などとの連携を強化し、当センターの事業を広くPRするとともに、新規受注の獲得に向けた積極的な取り組みを進めてきました。また、就業機会創出員の体制を拡充するなど、会員の就業機会の確保と拡大に注力したことにより、実績は回復傾向にあるものの、複数の大型受注が令和6年度末を以て終了することから、令和7年度も厳しい経営環境が続くことが予想されます。

最近のデジタル社会の加速に対応するためには会員のデジタルリテラシー向上に向けた施策を積極的に推進していくことが求められます。デジタル格差解消のため、多様な支援策を講じてデジタル技術への理解を深め、適切に利用できる環境を整備することが重要です。特に、機器の操作に不慣れな会員に対しては、講習会や相談会を開催し、デジタル環境の利活用を支援してまいります。また、デジタル化の推進は職員の業務改善にもつながるため、現在の事務処理のあり方を見直し、業務の効率化を進めることで、会員と職員双方にとってメリットのある仕組みを構築することが必要と考えます。

また、令和6年11月から特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下、「フリーランス法」という。）が施行され、全国シルバー人材センター事業協会からは、発注者とセンター、会員間の契約方法の見直しが求められています。この見直しにより、契約形態や業務遂行のあり方が大きく変化する可能性があるため、他都市のシルバー人材センターの動向を注視しながら、適切な対応を検討していく必要があります。契約の透明性を確保し、会員の就業環境を守ることが持続可能な事業運営の鍵となるため、慎重な対応が求められています。

令和7年度は、「第4期基本計画」の初年度として事業推進の強化を図る重要な年となり、この計画のもと、新規会員の獲得や新規顧客の開拓を通じて受注の拡大を図り、さらなる業務効率化を進めることで当センターの事業基盤を強化することとしています。高齢者の多様な就業ニーズに応えるため、役職員と会員が一丸となって事業推進に取り組み、地域社会における当センターの活躍の場を広げてまいります。

「かわさき南部斎苑」及び「かわさき北部斎苑」の葬祭場管理運営事業については、令和7年度から5年間となる第5期指定管理者の選定が令和6年12月に行われ、川崎市シルバー人材センター・富士建設工業株式会社共同体が引き続き指定管理者に指定されました。今後予想される火葬需要の増加や、多様化する葬儀形態に対して、迅速かつ柔軟な対応により、利用者へのサービス向上を図るよう、引き続き努力してまいります。

また、南部斎苑では令和6年度から令和10年度の予定で、長寿命化改修工事が始まっ

ており、運営を継続しながら改修工事が実施されますが、火葬炉、休憩室、斎場の使用シミュレーションを綿密に行い、現状24件の火葬件数を維持するように努めてまいります。

利用者サービスの向上については、アンケート等により利用者からいただいたご意見・ご要望に対し、速やかに改善を行うとともに、これまで以上に利用者に対して親切・丁寧な応接を心掛け、気持ちよく斎苑を利用していただけるように努めてまいります。

I 基本方針

1 公益目的事業 - 1 (シルバー人材センター事業)

- (1) 会員の増強と育成
- (2) 就業機会の拡大・受注の開拓
- (3) 安全・適正就業の徹底
- (4) 事業推進体制の強化
- (5) 第4期基本計画の推進

2 公益目的事業 - 2 (葬祭場運営事業)

- (1) 公衆衛生の向上と公共葬祭場としての公平性の確保
- (2) 質の高い市民サービスの提供
- (3) 適正な業務の遂行と効率的な事業運営

II 事業実施計画

1 公益目的事業 - 1 (シルバー人材センター事業)

(1) 会員の増強と育成

会員の増強と育成はセンター事業の拡充・拡大のために特に重要となっていることから、会員の入会促進を図る取組として、Web上で入会申込ができるWeb入会システムの普及促進とシステムのさらなる活用方法の検討、区役所等において出張相談会を実施するとともに、会員のスキルアップのための取組として植木・除草講習会などを実施してまいります。

- ① Web入会申込システムの運用方法の精査及びさらなる活用方法の検討
 - ② 新規会員入会促進 (家族・友人紹介制度の推進等)
 - ③ 女性会員入会促進 (女性会員募集チラシ等を作成し、関係各所へ配架等)
 - ④ 区役所等での出張入会説明会の実施
 - ⑤ 市民向け講座・イベント (特にスマホ講習会) の実施
 - ⑥ 会員・当センター間のコミュニケーションツール等の利用促進に向けた講習会の開催、ホームページの充実など当センター事業のデジタル化を推進
 - ⑦ 技能会員の増強・人材育成への取組強化として、講習会 (植木、除草等) の開催、受講後の就業に結びつくフォローアップを実施
- ※神奈川県シルバー人材センター連合会が実施している「高齢者活用人材確保事業」を有効活用し、会員の資質の向上や新たな人材育成に取り組めます。

(2) 就業機会の拡大・受注の開拓

令和6年度に就業機会創出員を1名から3名に増員し、各事務所での配置を行いました。令和7年度は、さらなる就業機会の確保と拡大に向け、一般家庭、民間企業、公共機関等に積極的な訪問活動と広報活動を行い、併せて利用者のニーズに沿った新規受注の獲得に向けて取り組めます。

- ① 他都市と比較して、公共受注の比率が低いいため、市に対して新規受注の依頼を積極的に実施
- ② 就業機会創出員活動内容の見直し及び創出員への活動支援の強化、新規顧客の開拓
- ③ 他都市シルバー人材センターの事業調査と新規事業の検討・実施
- ④ 会員専用サイト「Smile to Smile」を積極的に活用し、会員への就業情報の提供・就業マッチングの強化
- ⑤ 会員が持つ専門的な資格、技能及び技術などを活かした就業マッチング方法の活用
- ⑥ 労働者派遣事業等の推進

(3) 安全・適正就業の徹底

会員の皆様には、「安全は全てに優先する」という自覚を持って就業をしていただく必要があります。センターでは安全な就業環境を確保するため、会員の安全意識向上に努め、事故防止に向けた安全就業対策を実施するとともに、会員が健康管理を意識するよう健康診断の受診を奨励します。また、適正就業については、会員及び発注者に対して適正就業ガイドラインの周知・活用に努め、双方の理解と協力を得ながら推進してまいります。

- ① 安全・適正就業委員会及び事務所安全・適正会議の開催（各年2回）
- ② 労働者派遣事業において、衛生委員会の開催（毎月）
- ③ 衛生委員会での討議資料を安全・適正就業の普及活動に活用
- ④ 安全意識の向上を図るため、会報誌「シルバーかわさき」に事故内容を掲載
- ⑤ 安全就業標語の募集と表彰を通じて、会員の安全意識の向上を促し、傷害・賠償事故ゼロを目指す。
- ⑥ 就業現場を巡回し、就業会員から現場の声を聞き、就業環境や作業方法等の改善を行うなど、事故の未然防止に努めます。
- ⑦ 公平な就業機会を確保するため、ローテーション就業を実施し、適正就業の推進を図ります。
- ⑧ 適正就業ガイドラインの周知・活用に努め、会員及び発注者の理解と協力を得ながら適正就業の推進を図ります。

(4) 事業推進体制の強化

公益財団法人として健全な事業運営をするため、法令を遵守し、内部統制をするとともに、環境変化に対応できるよう職員の人材育成を図ります。また、市や関係機関と事業の連携を図りながら、財政的な基盤の確保と強化に向けて取り組みます。

- ① 財政基盤の確保と強化に向けた施策の検討
- ② 公益財団法人としての適正な事業執行
- ③ 事務所機能の強化と充実、環境整備及び人材育成

- ④ 市及び関係機関との連携強化
- ⑤ 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法）の施行に伴う新しい契約方式への移行及び対応に向けた調査・検討
- ⑥ ICTを活用した事務の効率化・経費縮減（配分金明細書の電子化など）
- ⑦ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（改正認定法）施行に伴う対応についての調査・検討

(5) 第4期基本計画の推進

- ① 令和7年度は「第4期基本計画」の初年度となることから、目標の達成に向けて、各計画事業の的確な進行管理とその推進に努めます。

- ② 令和7年度の第4期基本計画における事業計画目標値

ア 会員数（増加数） 190人

イ 契約金額 請負・委任 令和6年度実績+ 1,000万円
 労働者派遣事業 令和6年度実績+ 80万円

ウ 就業実人員 請負・委任 令和6年度実績+ 24人
 労働者派遣事業 令和6年度実績+ 2人

2 公益目的事業 - 2（葬祭場運営事業）

- (1) 公衆衛生の向上と公共葬祭場としての公平性の確保

川崎市の人口動態調査等の統計から推計すると、川崎市の死亡者数は令和7年に14,000人、指定管理期間最終年である令和11年度の死亡者数は約16,000人に及ぶものと推測されます。

この増え続ける火葬需要に着実に応えていくため、令和11年度までに1日あたりの火葬実施件数を南部斎苑は24件から26件に、北部斎苑は26件から28件に拡大する必要があると考えられます。第5期指定管理期間を通して、検証を重ねながら両斎苑の火葬件数拡大に取り組んでまいります。

また、南部斎苑では令和6年度後半から令和10年度までの予定で長寿命化改修工事が始まっています。改修工事期間中は、火葬炉、休憩室、斎場の使用シミュレーションを綿密に行い、現状の火葬件数を維持するように努め、休憩室改修工事後は火葬件数の拡大を図りてまいります。この改修工事期間中は、これまで以上に斎苑利用者の安全確保に重点を置き、円滑で安定的に斎苑を運営いたします。

- (2) 質の高い市民サービスの提供

利用者アンケート回答数の向上に向けた取り組みの一環として、令和5年度に北部斎苑、令和6年度に南部斎苑で、葬儀社を通じてアンケート用紙をご葬家に手渡しし、郵送または二次元バーコード読み取りにより回答をいただく方法を実施したことにより、より多くのご意見をいただきました。今後もさらに工夫を重ね、アン

ケート回収数の増を図ってまいります。

いただいたご意見・ご要望のうち、指定管理者が対応可能なものにつきましては、速やかに対応し、指定管理者での対応が困難なものについては、市に報告、改善を依頼してまいります。

また、両斎苑とも施設・設備の老朽化が進んでいることから、川崎市とも協議の上、備品購入、修繕を適宜行い、施設・設備の維持管理と利用者サービスの向上に努めてまいります。

(3) 適正な業務の遂行と効率的な事業運営

市の葬祭場の管理運営者として、すべての利用者に対して公平かつ公正な対応を心がけ、適正に業務を遂行いたします。

亡くなられた方やご遺族の個人情報の取扱いについては、電話等による問合せの対応や申込書等書類の管理などに留意し、個人情報保護の徹底に努めます。

また、令和6年度は斎苑の職員がコンプライアンス、個人情報保護の研修に参加しましたが、令和7年度につきましても、個人情報保護等の研修に職員を参加させるなど、適正な業務の遂行に繋げてまいります。

<令和7年度火葬等件数見込み>

	かわさき南部斎苑	かわさき北部斎苑	合 計
火葬件数	6, 0 0 0 件	7, 8 0 0 件	1 3, 8 0 0 件
令和5年度実績	5, 932 件	7, 477 件	13, 409 件
令和6年度見込	6, 004 件	7, 813 件	13, 817 件
休憩室使用件数	4, 1 0 0 件	6, 2 0 0 件	1 0, 3 0 0 件
令和5年度実績	4, 090 件	5, 874 件	9, 964 件
令和6年度見込	4, 136 件	6, 174 件	10, 310 件
斎場使用件数	1, 5 0 0 件	1, 2 0 0 件	2, 7 0 0 件
令和5年度実績	1, 517 件	1, 142 件	2, 659 件
令和6年度見込	1, 522 件	1, 159 件	2, 681 件
遺体保管件数	2 0 0 件	3 3 0 件	5 3 0 件
令和5年度実績	146 件	314 件	460 件
令和6年度見込	211 件	337 件	548 件